犯罪被害者等基本計画骨子案(3)

- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(基本法第14,15,19条関係) -

重点課題

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減して二次的に精神的被害を受けることを防止することが必要である。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保することが必要である。基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において、再被害からの「安全の確保」、第19条において、「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

基本的施策

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等(基本法第14条関係) 「現状認識]

平成15年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、123万7,230人に及ぶ(交通業過による被害者及び道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を含む。)。このうち、生命に被害を受けた事件の遺族はいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、多くの者が同時に精神的被害を受けていると考えられる。また、身体に対する被害(物理的外傷)はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等は多数に上ると考えられ、性犯罪の被害者(同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人)を始め、PTSDのように重篤で難治性のものに罹患している者も少なくないと考えられる。なお、性犯罪のように顕著な精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス、福祉サービス については、不十分であるとの指摘があり、特に精神的被害については、 刑事司法関係者等はもとより、精神保健関係者においても依然として理解 そのものが不十分な面があるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第14条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための施策として、

- ・ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスの提供
- ・ 心身の状況等に応じた適切な福祉サービスの提供
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

「犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

PTSDに関する医療・福祉サービスの充実 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実 犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成 その他医療・福祉サービスの充実

が要望されている。

[今後講じていく施策]

- (1) PTSD対策に係る専門家の養成研修会の継続的実施等
 - ア 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、 保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD対策に係る専門家 の養成研修会を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成す るとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者 に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】
 - イ アのPTSD対策に係る専門家の養成研修会において、犯罪被害者 等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する。【厚生労働省】
- (2) PTSDの治療等のための高度な専門家の養成、体制整備及び施設 の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療・鑑定等を行う専門家及び施設が不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(3) PTSD等に関する知識・技能を修得させる教育の促進ー

文部科学省において、厚生労働省の協力を得て、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、医療従事者になろうとする者の大学その他教育課程の中で必要な知識・技能を修得させるための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【文部科学省】

【修正理由】「(12)犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進」に包含される内容であるため一本化する。

文部科学省としては、PTSD 等の対策も含め、犯罪被害者等への適切な対応に 資するよう、各大学のカリキュラム改革の取組を促してまいりたい。

(4) PTSD治療に対する医療保険適用の範囲拡大

厚生労働省において、PTSDに対する治療に関し、医療保険適用の範囲の拡大について検討し、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

- (5) 身体医療に連動した精神的ケアのための体制整備 厚生労働省において、身体医療に連動した精神的ケアのための体制 整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策 を実施する。【厚生労働省】
- (6) 高次脳機能障害者への支援の充実
 - ア 厚生労働省において、高次脳機能障害者支援モデル事業の成果の 全国への普及を図っていく。【厚生労働省】
 - イ 厚生労働省において、障害者自立支援法(平成17年6月6日現在未成立)に基づき、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を 提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】
- (7) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施
 - ア 厚生労働省において、犯罪被害者等がいわゆる植物状態になった ことで症状が固定したとして転院を迫られる実態の有無等、犯罪等 の被害により長期療養を必要としている犯罪被害者の長期療養の現 状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要 な施策を実施する。【厚生労働省】
 - イ 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関し

て設置する検討の会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者 に対する経済的支援及び福祉サービスのあり方について十分に検討 する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成する。【厚生労働省】

(9) 少年被害者(犯罪等により被害を受けた少年)の心の診療に携わる 医師の養成

厚生労働省において、平成17年3月に立ち上げた「子どもの心の 診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」において、犯罪等の 被害を受けた子どもの心の診療に携わる医師の養成についても十分に 検討を行う。【厚生労働省】

(10) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に 特有の対応を要する面があることを踏まえ、治療又は保護を行う専門 家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、 現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやす く、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な 期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、 その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を検討 し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(11) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、実態を把握し、その上で、性暴力被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(12) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD 等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】

- ア 文部科学省において、患者中心の医療を実践することができる医師の養成に向けた大学教育の「モデル・コア・カリキュラム」について、医師となった後の犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、更に推進する。【文部科学省】
- イ 文部科学省において、医師の養成のための大学教育における医学 心理学(児童精神医学入門)を広く学ばせる取組や家庭内暴力の臨 床的研究など、少年被害者・女性被害者(犯罪等により被害を受け た女性)への適切な対応に資する取組を推進する。【文部科学省】
- 修正理由: いずれも各大学における医学教育において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、必要な知識・技能を習得させる事柄であり、まとめて記述することが適切である。また、大学における教育研究については、各大学の創意工夫を生かした多様な取組を「促進」することが適切である。さらに、(3)「PTSD等に関する知識・技能を習得させる教育の促進」の内容を盛り込んでいることを明確にする。
 - (13) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成 等
 - 文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。【文部科学省】
- 修正理由:民間団体である日本臨床心理士資格認定協会及び臨床心理士会が実施する臨床 心理士の養成及び研修について、文部科学省が同協会等に働きかけ、充実を 図る取組みについてまとめて記述することが適切である。
 - イ 文部科学省において、日本臨床心理士会が行っている被害者支援 研修会等犯罪被害者等に対する支援を充実させるための取組を促進 する。【文部科学省】

(14) 刑事司法に精通した医療従事者・福祉関係者の養成

厚生労働省において、警察庁、及び法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、厚生労働省及び文部科学省において、犯罪の実情及び刑事司法に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療従事者・福祉関係者を養成するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【文部科学省・厚生労働省】

- 修正理由: 現在、6年間という限られた期間での医学部教育では、医師として必要な臨床技術を十分に身に付けることが困難であるため、医師法の規定により、医学部卒業生は医師免許取得後、2年間の臨床研修が義務付けられている。このような状況の中で、医学部教育において、刑事司法に精通し、犯罪被害者の支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等の教育内容を盛り込むことは慎重に検討していくべき課題であると考える。その検討に当たっては、「刑事司法に精通した医療従事者・福祉関係者」の具体的な人材像、必要数、配置のあり方、資格要件等について、刑事司法を担当する省庁等においてわが国の現状及び諸外国の状況に関する調査研究を行うことが必要である。なお、刑事司法担当省庁等による調査段階においては、文部科学省としても大学への調査協力要請など、必要な協力を行ってまいりたい。
 - (15) 検察官等に対する研修の充実 法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための 研修等の充実を図っていく。【法務省】
 - (16) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進 文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多 様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解 の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応えうる法曹の養成に努める よう促す。【文部科学省】
 - (17) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 厚生労働省において、児童福祉法の一部改正に伴い、次の施策を実 施する。
 - ア 児童相談所における夜間休日における連絡や相談対応の確保、中 核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用によ

る市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】

- イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】
- (18) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実 文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要 保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被 害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省・厚生 労働省】
- (19) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
 - ア 文部科学省において、少年被害者<u>を含む児童生徒の心のケア</u>への適切 な対応に資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や能力の 強化資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウ ンセリング体制を充実するとともに、<u>これらの児童生徒</u>少年被害者に 対する必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】
- 修正理由:スクールカウンセラーは、犯罪被害者のみならず、例えば犯罪等の現場に居合わせた児童生徒から教職員、保護者、不登校の児童生徒まで幅広く対応するものである。また、これらの児童生徒に対し、必要な学習支援を行っていくものである。なお、表現として一般に用いられている「資質の向上」に改めるとともに、「子どもと親の相談員」を含め学校におけるカウンセリング体制の充実のための施策をまとめて記述することが適切である。
 - イ 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、 スクールカウンセラーの配置のほか、退職職員、保育士、民生委員 など地域の人材を「子どもと親の相談員」として小学校に配置する 事業を行うなど、学校内において複数の視点で子どもを守り、子ど もの変化に早期に対応できる体制を充実する。【文部科学省】
 - イラ 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアへの適切な対応に資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育を促進し、教員に対するカウンセリングに関する研修を充実する。【文部科学省】

修正理由:大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウン

<u>セリングに関する研修については、犯罪被害者を含む児童生徒全ての心のケアに資するよう実施されているため。</u>

(20)里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。【厚生労働省】

- (21) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知 厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行 う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその 周知に努める。【厚生労働省】
- (22) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知 厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機 関の情報を周知するとともに、関係機関において、当該情報を共有し、 適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】
- (23) 犯罪被害者等の受診情報の適正な取扱い

厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報保護法に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】